

豊中市商業団体等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内商業の健全な発達を図るとともに、地域社会における福祉の増進に資するため、商業団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、活動1年以上、かつ構成員の3分の2以上の事業所が市内に拠点を有する商業団体等で、次に掲げるものとする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）は除く。

- (1) 商店街組織
- (2) 生活衛生同業組合
- (3) 連合会
- (4) 前各号に準ずるもので市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は下記のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消費者向けに団体又は団体の活動内容をアピールする事業
- (2) 地域産業の活性化に関する調査研究で、構成員に結果を報告する事業
- (3) 構成員の人材育成を図るための各種研修等で、団体が主催する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費のうち、別表1のとおり市長が認めたもので、補助金の交付決定を行った日の属する年度内に支出されたものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を乗じた額とする。ただし、研修用教材費については1分の1とし、一人あたり1,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 別表1に基づく額を年間及び各項目の限度額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申込み)

第6条 補助金を受けようとする団体（2団体以上での共催事業の場合は、幹事となる団体）（以下「申込団体」という。）は、補助対象事業の実施前に、次に掲げる書類を添えて、豊中市商業団体等事業補助金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は提出書類を省略することができる。

- (1) 豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業予算書（様式第2号）
- (2) 豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業計画書（様式第3号）
- (3) 団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体の構成員名簿及び役員名簿
- (5) 申込時における当該年度の事業計画書、収支予算書
- (6) 事業の実施を決定したことがわかる書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市商業団体等事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、豊中市商業団体等事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体に理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金額の変更)

第8条 補助金等の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、交付申込事業計画書の内容等を変更しようとするとき（補助対象事業の中止を含む。）、豊中市商業団体等事業補助金変更交付申込書（様式第6号）（以下「変更交付申込書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りではない。

2 補助対象事業として交付決定された額に変更が生じる場合は、変更交付申込書に事業収支予算書を添えて市長に提出するものとする。ただし、変更交付決定額が5分の1未満の軽微な変更の場合は、変更交付申込書等の提出は不要とする。

3 市長は、前2項の変更申込を認めるか否かについて決定したときは、その旨を豊中市商業団体等事業補助金変更交付通知書（様式第7号）により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、当該補助事業完了後、速やかに豊中市商業団体等事業補助金実績報告書（様式第8号）及び豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業決算書（様式第9号）に、別表2の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、豊中市商業団体等事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、その旨を交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、豊中市商業団体等事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の補助金交付請求書の提出があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定団体が、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に反したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (5) その他市長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す必要があると認めるとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

(他の補助金等との併用制限)

第15条 申込者が国、府又は他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(指示及び検査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(この要綱に定めがない事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成21年6月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成23年1月27日から実施する。
- 5 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成23年10月3日から実施する。
- 7 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 8 この要綱は、平成24年10月1日から実施する。
- 9 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 10 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 11 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 12 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 13 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。
- 14 この要綱は、令和3年1月1日から実施する。
この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。
- 15 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(別表 1)

補助対象費目	補助率	補助上限額	年間限度額
① 委託料 (事業の企画・運営、調査・分析等に係る経費)	1/2	—	<p>1 団体あたり年間10万円を限度とする。 ただし、次の①②に掲げる団体に限り、年間100万円を限度とする。 ①豊中市商店会連合会 ②豊中市小売商業団体連合会</p>
② 講師謝礼金	1/2	30,000 円／人 (連続講座の場合、 合計 50,000 円まで)	
③ (上記②にかかる) 研修用教材費	1/1	1,000 円／人	
④ 会場借上料・展示会等出展料	1/2	—	
⑤ 広告宣伝費 (チラシ・ポスター・のぼり・HP 等制作代)	1/2	—	
⑥ 折込料 (チラシ等のポスティング経費)	1/2	—	
⑦ 会場設営関係機材借上料 (使用料金が定められた一般借上機材)	1/2	—	

※消費税及び地方消費税を除く。

(別表 2)

補助金の実績報告の添付書類は、以下の書類とする（原則、写しで可）

補助対象費目	添付書類
① 委託料 (事業の企画・運営、調査・分析等に係る経費)	<ul style="list-style-type: none">・ 2 社以上の見積書・ 契約書の写し・ 報告書の写し・ 請求書の写し・ 領収書の写し
② 講師謝礼金	<ul style="list-style-type: none">・ 参加者名簿・ テキスト等研修会資料・ 記録写真・ 領収書の写し
③ (上記②にかかる) 研修用教材費	<ul style="list-style-type: none">・ 支払いを証するに足りる書類及び 研修用教材の使用者が確認できる書類・ 請求書の写し・ 領収書の写し
④ 会場借上料・展示会等出展料	<ul style="list-style-type: none">・ 開催概要や出展実績等がわかるもの・ 領収書の写し
⑤ 広告宣伝費 (チラシ・ポスター・のぼり・HP 等制作代)	<ul style="list-style-type: none">・ 掲示又は配布先一覧・ 成果物が確認できるもの・ 請求書の写し・ 領収書の写し※HP 制作の場合、上記に加え・ 契約書の写し・ 2 社以上の見積書
⑥ 折込料 (チラシ等のポスティング経費)	<ul style="list-style-type: none">・ 掲示又は配布先一覧・ 請求書の写し・ 領収書の写し
⑦ 会場設営関係機材借上料 (使用料金が定められた一般借上機材)	<ul style="list-style-type: none">・ イベント時の店舗等配置図・ 請求書の写し・ 領収書の写し

豊中市商業団体等事業補助金交付申込書

年 (年) 月 日

(あて先)

豊 中 市 長

(申込者)

団 体 名 :

住 所 :

代表者名 :

豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

申 込 事 業 の 名 称	
申 込 事 業 費 の 総 額	円
補 助 金 申 込 額	円

豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

収入費目	予算額	備考
市補助金		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

支出費目	予算額	備考
合計		

《記入方法》

支出費目：別表1のとおり、委託料、講師謝礼金、研修用教材費、会場借上料・展示会等出展料、
広告宣伝費、折込料、会場設営関係機材借上料 に分類して記入してください。

その他：収入合計と支出合計が同じ額になるよう注意してください。

(様式第3号)

豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業計画書

事業の名称	
実施日時	
実施場所	
事業目的	
事業概要	
目的を達成するための工夫	
実施主体及び共催団体	

(様式第4号)

豊 第 号

年 (年) 月 日

豊中市商業団体等事業補助金交付決定通知書

団体名：

代表者名： 様

豊 中 市 長 印

年 (年) 月 日づけで申込みのあった豊中市商業団体等事業補助金について、次のとおり決定しましたので、豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

事業の名称	
交付決定額	円

交付の条件

- (1) この補助金は、当該年度の会計に組み入れること。
- (2) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、不正な手段で交付を受けたとき、その後事業が適正に遂行されなかったとき、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (4) 補助事業に対しては、市の監査を行うことがある。
- (5) 総会の議決を経たうえで、豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第6条に定められた必要書類を提出すること。

(様式第5号)

豊 第 号

年 (年) 月 日

豊中市商業団体等事業補助金不交付決定通知書

団 体 名 :

代表者名 : 様

豊 中 市 長 ⑩

年 (年) 月 日づけで申込みのあった豊中市商業団体等事業補助金について、審査した結果、不交付と決定しましたので、豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

事 業 の 名 称	
-----------	--

不交付の理由

豊中市商業団体等事業補助金変更交付申込書

年 (年) 月 日

(あて先)
豊中市長

(申込者)
団体名：
住 所：
代表者名：

豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第8条の規定により、 年(年)
月 日付 第 号に基づく補助金交付額の変更を申し込みます。

事業の名称	
交付決定額	円
変更申込額	円
増 減 額	円 (増額 ・ 減額)

【変更理由】

--

(様式第7号)

豊 第 号
年 (年) 月 日

豊中市商業団体等事業補助金交付決定変更交付通知書

団体名：

代表者名： 様

豊 中 市 長 ⑩

年 (年) 月 日付 第 号で交付決定した豊中市商業団体等事業補助金の額は、豊中市商業団体等事業補助金交付第8条第3項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

変 更 の 可 否	
事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
変 更 交 付 決 定 額	円
増 減 額	円

交付の条件

- (1) この補助金は、当該年度の会計に組み入れること。
- (2) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、不正な手段で交付を受けたとき、その後事業が適正に遂行されなかったとき、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (4) 補助事業に対しては、市の監査を行うことがある。

(様式第8号)

豊中市商業団体等事業補助金実績報告書

年（ 年） 月 日

(あて先)
豊中市長

(申込者)
団体名：
住 所：
代表者名：

年 月 日づけで申込み、年 月 日 第 号で交付決定された補助事業に係る実績を、豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業 の 名 称			
総 事 業 費	円 (内、市補助金： 円)		
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
事 業 着 手 年 月 日	年 月 日	事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 経 過 及 事 業 の 概 要			
目的に対する 事業の効果			
今後の展望			

豊中市商業団体等事業補助金交付申込事業決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

収入費目	決算額	備考
市補助金		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

支出費目	予算額	備考
合計		

《記入方法》

支出費目：別表1のとおり、委託料、講師謝礼金、研修用教材費、会場借上料・展示会等出展料、
広告宣伝費、折込料、会場設営関係機材借上料 に分類して記入してください。

その他：収入合計と支出合計が同じ額になるよう注意してください。

(様式第10号)

豊 第 号

年 (年) 月 日

豊中市商業団体等事業補助金交付額確定通知書

団体名：

代表者名： 様

豊 中 市 長 ⑩

年 (年) 月 日付 第 号で交付決定した豊中市商業団体事業補助金の額は、次のとおり確定しましたので、豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

事業の名称	
交付決定額	円
交付確定額	円

2. 交付の条件

- (1) この補助金は、当該年度の会計に組み入れること。
- (2) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、不正な手段で交付を受けたとき、その後事業が適正に遂行されなかったとき、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (4) 補助事業に対しては、市の監査を行うことがある。

豊中市商業団体等事業補助金交付請求書

年 (年) 月 日

(あて先)

豊中市長

(申込者)

団体名:

住所:

代表者名:

豊中市商業団体等事業補助金交付要綱第 11 条の規定により, 年 (年)
月 日づけで申込み, 年 (年) 月 日 第 号で交
付確定された豊中市商業団体等事業補助金の交付を請求します。

事業の名称	
交付請求額	円

《振込先》

振込先金融機関名	銀行・金庫 支店
預金種別	当座・普通預金
振込口座番号	NO.
ふりがな	
口座名義	

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

補助金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

申込者名 _____